

蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蕨市国民健康保険税条例（昭和29年蕨市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第4条中「100分の20」を「100分の10」に改める。

第5条中「21,000円」を「33,000円」に改める。

第5条の2第1号中「6,000円」を「3,000円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「1,500円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「2,250円」に改める。

第5条の3中「100分の2.0」を「100分の2.2」に改める。

第5条の4中「12,000円」を「14,000円」に改める。

第6条中「100分の1.3」を「100分の2.2」に改める。

第7条中「11,000円」を「12,000円」に改める。

第19条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「14,700円」を「23,100円」に改め、同号イ(ア)中「4,200円」を「2,100円」に改め、同号イ(イ)中「2,100円」を「1,050円」に改め、同号イ(ウ)中「3,150円」を「1,575円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「9,800円」に改め、同号エ中「7,700円」を「8,400円」に改め、同項第2号ア中「10,500円」を「16,500円」に改め、同号イ(ア)中「3,000円」を「1,500円」に改め、同号イ(イ)中「1,500円」を「750円」に改め、同号イ(ウ)中「2,250円」を「1,125円」に改め、同号ウ中「6,000円」を「7,000円」に改め、同号エ中「5,500円」を「6,000円」に改め、同項第3号ア中「4,200円」を「6,600円」に改め、同号イ(ア)中「1,200円」を「600円」に改め、同号イ(イ)中「600円」を「300円」に改め、同号イ(ウ)中「900円」を「450円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「2,800円」に改め、同号エ中「2,200円」を「2,400円」に改

め、同条第2項第1号ア中「3, 150円」を「4, 950円」に改め、同号イ中「5, 250円」を「8, 250円」に改め、同号ウ中「8, 400円」を「13, 200円」に改め、同号エ中「10, 500円」を「16, 500円」に改め、同項第2号ア中「1, 800円」を「2, 100円」に改め、同号イ中「3, 000円」を「3, 500円」に改め、同号ウ中「4, 800円」を「5, 600円」に改め、同号エ中「6, 000円」を「7, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の蕨市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月16日提出

蕨 市 長 賴 高 英 雄